

今後の学校運営協議会制度等の在り方（論点メモ）

I 学校運営協議会制度等の在り方に関する論点

1. 現行のCSの機能の取扱い

（論点1）現行の学校運営協議会の機能のうち、任意となっている「学校運営に関する意見」及び「教職員の任用に関する意見」の位置づけについて。

- ⇒ 法律上の学校運営協議会の機能・権限（校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見、教職員の任用に関する教育委員会に対する意見）について、改めて、それぞれの意義や成果、課題等を整理し、今後の在り方を議論する必要があるのではないか。
- ⇒ 制度制定から10年経つ中、自治体等における抵抗感が強く、また、一部の指定校において主活動に位置づけられていない「教職員の任用に関する意見」の位置づけについて議論が必要ではないか。

■ 審議の整理における記述

IV 今後の推進方策

1（1）コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- 地域住民等の学校運営への参画を促す学校運営協議会と、地域住民等の参画により教育活動を支援する学校支援地域本部等の取組とは、ともに学校・家庭・地域の連携・協働によって社会全体の教育力の向上を図る仕組みであり、学校運営協議会が法律上有している役割の重要性を踏まえた上で、既に両者の仕組みを有している地域においては、それぞれの強みを生かしながら、一体的に取組を推進していくことが期待される。（後略）

1（5）コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- コミュニティ・スクールの権限の一つである「教職員の任用等に関する意見」に対する抵抗感を指摘する声に対しては、まずは、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築を目指し、任用等に関する意見を主活動に位置づけず運用から始めるなど、段階的に発展していく姿を示すことも考えられる。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

- 学校運営協議会としては、法律に則った本来の役割が重要であることは、改めて確認しておく必要がある。
- CSの役割は校長の示した経営ビジョンに意見し賛同した上で、アクションの状態を見守ることにある。アクションには、学校支援等の部会が関わるが、承認した経営方針に基づきPDCAが機能しているか評価し、次年度の学校経営に生かす体制づくりが大切。

- 学校長は地域経営のマネジメントという視点をもって学校経営ビジョンを明確にすることが大切であり、それに対して学校運営協議会が賛同の意を表していくためには、議論が生まれるべき。前向きに前進していくためには、法律で定められた3つの機能はいずれも欠かせない。
- 海外のように、保護者や地域が学校に対してクリティカルフレンドとして対応していく発想が必要で、学校運営協議会にその機能をどのように保障していくかが重要ではないか。
- 学校運営協議会の機能について、校長や教育委員会にとっての意義やメリットが十分に理解されていない。立法した時の考え方や現実の運用も含め、もう少し丁寧に、具体的に伝える必要がある。
- 基本方針の承認、学校運営に関する意見、任用に関する意見は3つでセットだと思う。校長が何を考え、何をしたいのか、それを保護者や地域住民は理解できるか、どのような協力ができるかである。その過程で人事の問題も関わってくる。
- 学校運営協議会のメリットなどは、首長局にも情報として伝えてもらいたい。教育委員会や首長等が、学校運営協議会を話題にするシステムが大切である。

＜教職員の任用の扱い＞

- 学校運営協議会の委員が学校経営の味方になるという視点に立つ必要がある、校長がビジョンを描き、学校経営に対し明確にスタンスを示す中で、それに対して意見具申が言える。
- 任用に関する意見について、必要な時に正式に議論し意見を言える道を開いておくことは非常に重要。
- 地域住民や保護者が任用について意見する場が法的に整っていることは必要であり、それによって市民も成長していく。
- 現場の受け止めとして任用規定へのハードルが高い。あくまで任意の規定であり、法律に基づけば、任用規定のないものも認めるという捉え方を示してはどうか。
- 教職員の任用について保護者や地域住民の要望を聞くことは可能だが、学校運営協議会の意見として県教委に伝え、人事に直接反映させるのは難しい部分もある。
- 任用規定が地域とともにある学校づくりを推進する上でネックになっている面がある。
- 任用に関する意見という重い責任があるから一生懸命やるという反面、自分には荷が重いと感じる人もいる。
- 県費負担教職員であれば、人事権は都道府県教委にあり、市町村教委は内申権を持ち、校長は意見具申権を持っているということを前提とした上で、学校運営協議会が協議し合議して任用に関して意見が出せるという理解が必要。
- 任用に関する意見について「臨時任用職員が多いので正規職員を配置して欲しい」「引き続き主幹教諭を配置して欲しい」など、個人の人事ではなく、学校が組織として機能するためにどんな人事配置が必要かという観点で意見を出している。
- 教育委員会も、規定があるために人事に対して保護者や地域からクレームが来ると誤解している面がある。学校運営協議会から人事についての意見を言うってもらうことは、教育委員会にとっても見えない部分を知ることになり助かる面が多い。

■ 関連データ等

【学校運営協議会設置規則の分析】

出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部 H26.3）

※2013年9月～10月に収集した学校運営協議会の設置規則を分析、157教育委員会の回答

①学校運営協議会の法定権限の規定率

| 地方名 | 1北海道・東北 | 2関東 | 3中部 | 4近畿 | 5中国 | 6四国 | 7九州・沖縄 | 全体 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------------|
| 承認 | 100% | 92.0% | 100% | 91.3% | 100% | 100% | 100% | 97.5% (153) |
| 意見 | 76.9% | 96.0% | 100% | 95.7% | 91.3% | 100% | 97.7% | 94.9% (187) |
| 任用 | 100% | 84.0% | 71.4% | 43.4% | 56.5% | 86.7% | 88.7% | 75.8% (119) |
| 度数 | 13 | 25 | 14 | 23 | 23 | 15 | 44 | 157 |

②学校運営協議会の「承認」事項の内容

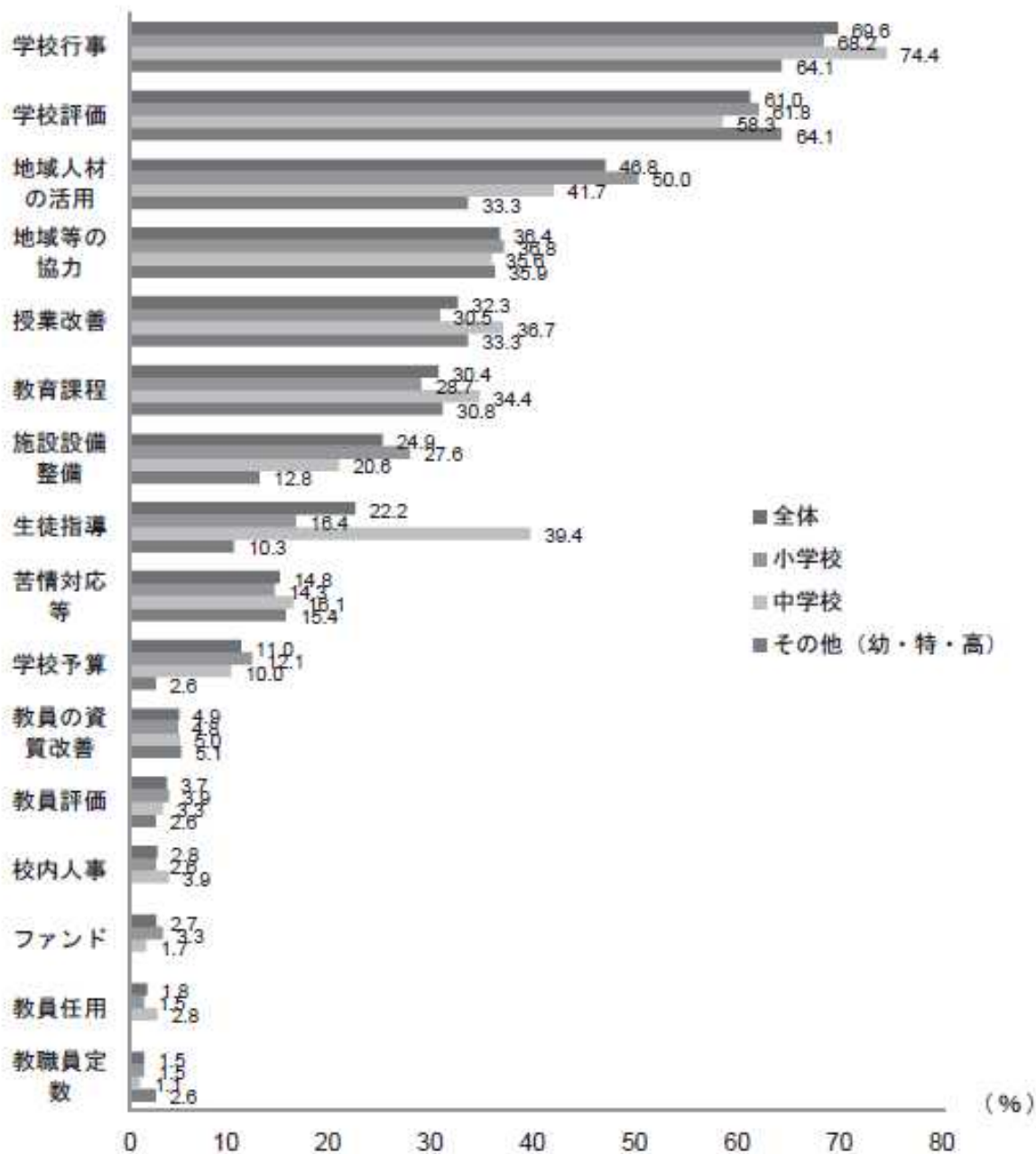
| | 教育目標・基本方針 | 学校経営計画 | 教育課程 | 組織編成 | 学校予算 | 施設・設備 | その他必要な事項 | 教委の独自項目 | 「承認」事項計 | 1教委当たり平均数 | 自治体数 |
|-----------|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|-----------|--------|
| 自治体数 | 76 | 93 | 133 | 81 | 95 | 77 | 100 | 38 | 693 | 4.4 | 157 |
| 規程自治体の割合% | 48.4% | 59.2% | 84.7% | 51.6% | 60.5% | 49.0% | 63.6% | 24.2% | — | — | 100.0% |

■審議内容の実態

出典：『コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書』（日本大学文理学部 H24.3）（※指定校 675 校の回答）

【学校運営協議会でよく取り上げられた事項（審議事項）】

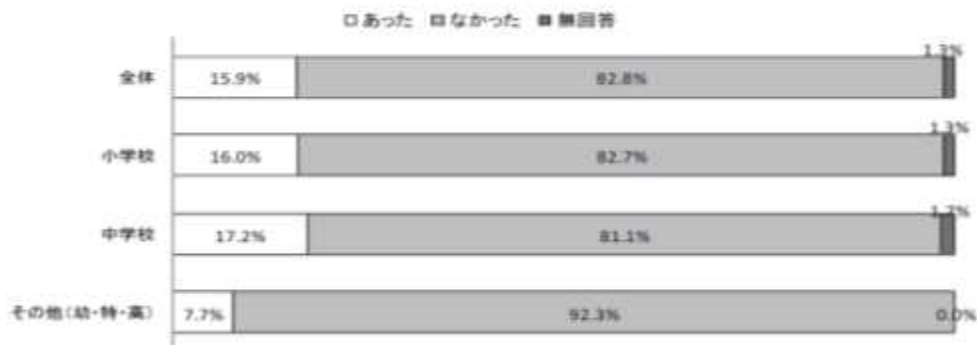
指定校校長に「これまでの学校運営協議会では、以下の事項を取り上げたことはありますか。各問に当てはまる選択肢の 1～3 から一つ選んでください」という質問文を示して、「よく取り上げられる」、「ときどき取り上げられる」、「取り上げられたことはない」の三肢から択一回答を求めた。以下のグラフは「よく取り上げられた」と回答した学校の割合。



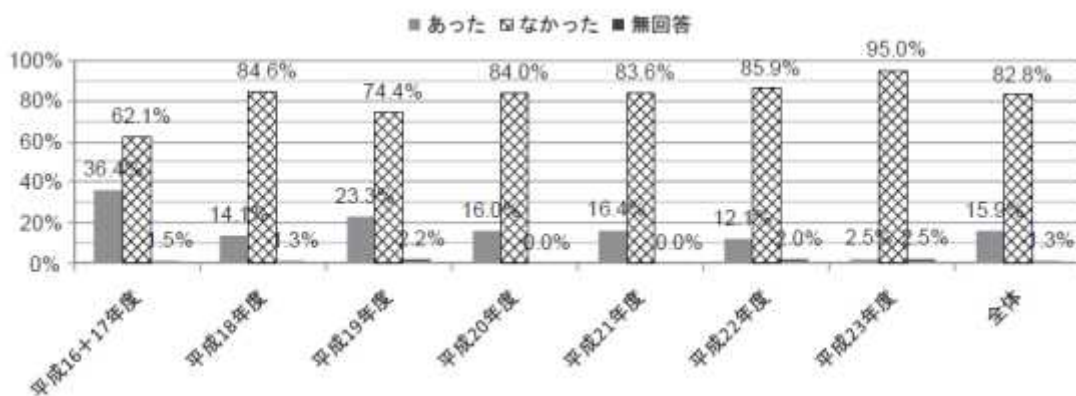
■教職員の任用に関する意見の実態

出典：『コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書』（日本大学文理学部 H24.3）（※指定校 675 校の回答）

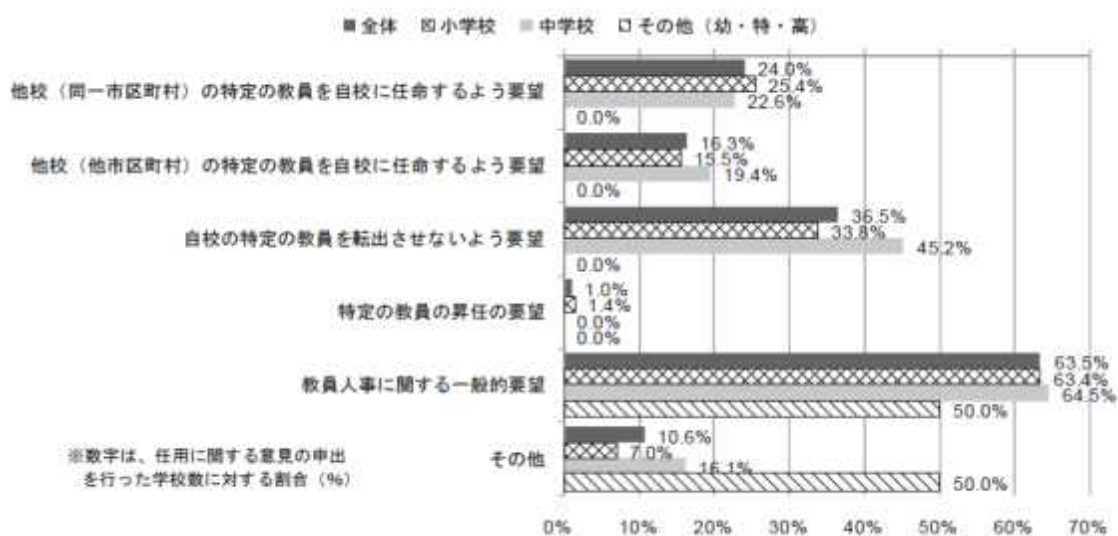
② 教職員の任用に関する意見の申出の有無（指定校）



②指定年度別にみた意見の申出（指定校）

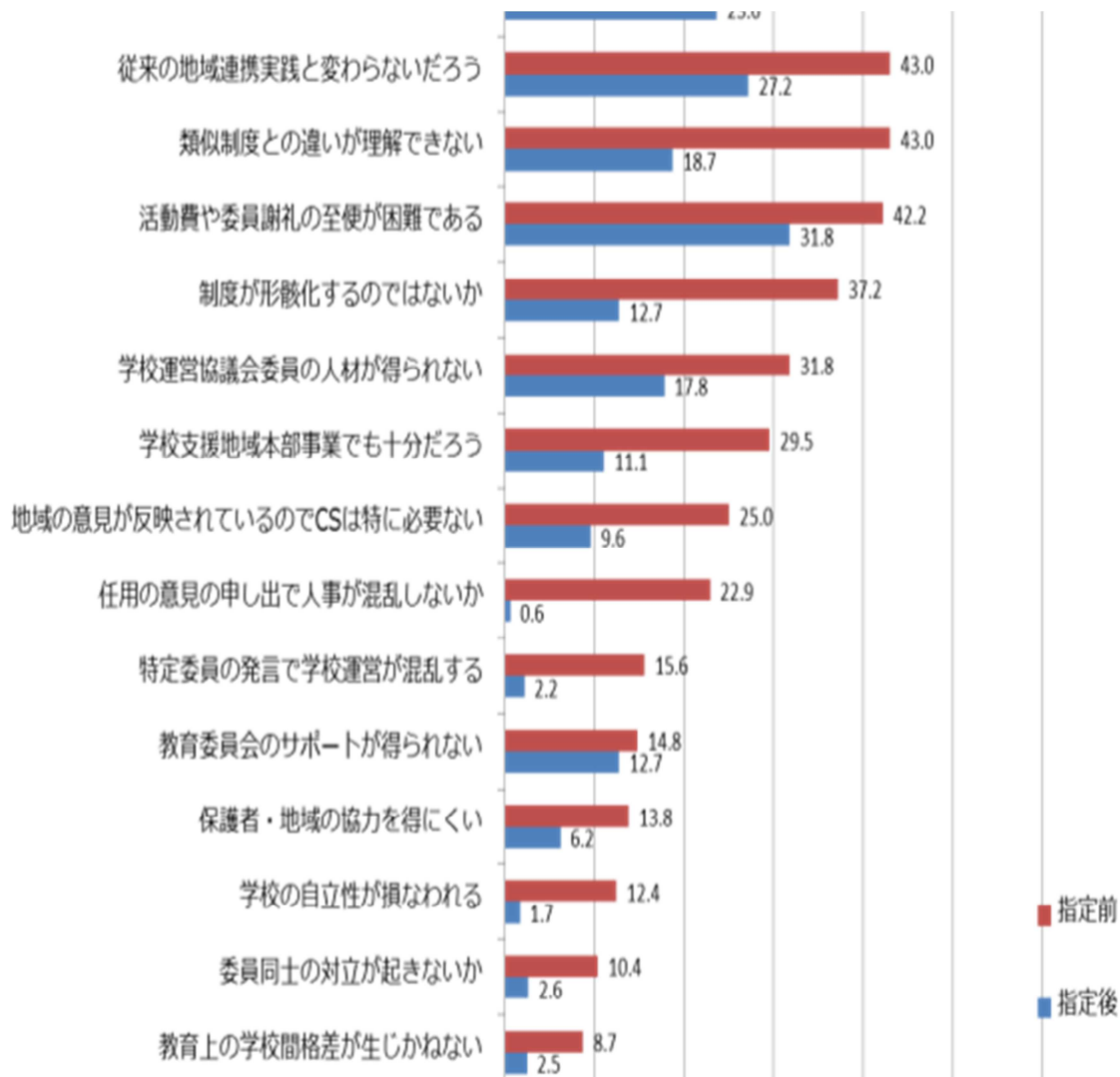


③教職員の任用に関する意見の内容（指定校）



■校長の学校運営協議会に対する課題認識—指定前後の変化—【25年度調査】

出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部 H26.3）（※157 教育委員会の回答）



2. CS類似の取組の取扱い

※法律に基づかない自治体独自のCS

(論点2) CSの導入促進にあたり、CS類似の取組の取扱いをどうしていくか。

- ⇒ CSの定義を再確認し明確化するとともに、CSに位置づけられていない類似の取組の取扱いについても検討が必要ではないか。
- ⇒ CS類似の取組の中でも、学校運営に参画した取組を一定程度評価すること等を通じ、CSへの段階的な発展・移行を促していく必要があるのではないか。

■ 審議の整理における記述

IV 今後の推進方策

1 (5) コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

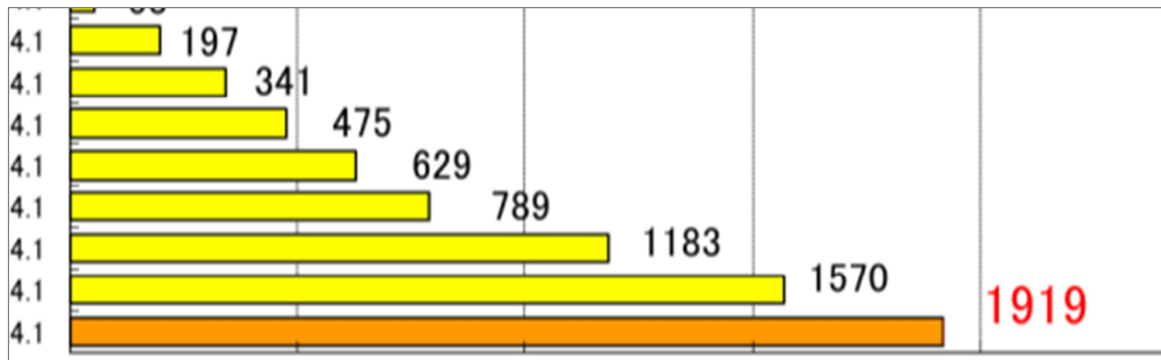
- 類似制度の導入により、コミュニティ・スクールへの不要感を指摘する声に対しては、同制度の付加価値や成果等について丁寧に説明し理解を促していくことが必要である。例えば、自治体独自の学校と地域の連携組織についても、取組を充実する中で、学校運営への参画を促していくことが重要である。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

- CSの多様性について議論する上で、各々の取組の中で、CSの要件・要素がどのように存在しているかを見ていく必要がある。
- 地域によってコミュニティ・スクールの形は様々。学校運営協議会がなくとも、学校支援地域本部を主体にしたもの、学校評議員を主体にしつつ移行していくものなどもコミュニティ・スクールという柔軟な発想もあってよいのではないか。
- 〇〇型コミュニティ・スクールといった学校と地域の連携組織が念頭に置かれていない。類似制度の最たるものはこれらの仕組みであり、だからこそこれらの県や市ではコミュニティ・スクールは不要と考えるのではないか。
- 地域によっては、学校運営協議会によらず、類似の形にせざるを得ない実情もある。地域に根ざした教育を考えた場合、これらも許容していくべきではないか。
- 学校支援地域本部をエンジンとした地域支援型のコミュニティ・スクールなど、学校運営協議会型ではない、多様な形態のコミュニティ・スクールがあるものとして包括的な概念で捉えてはどうか。
- 地域と一体となって取り組むことが求められているので、学校支援地域本部や学校運営協議会制度など、いろいろな方策を執りながら地域とともにある学校づくりを目指しているものをコミュニティ・スクールと呼んでいいのではないか。
- 学校を拠点にフードサービスを行うなど、様々な包摂型でコミュニティの力を活用して学校を応援することを、大きな概念としてコミュニティ・スクールと捉えると我々も活動しやすい。

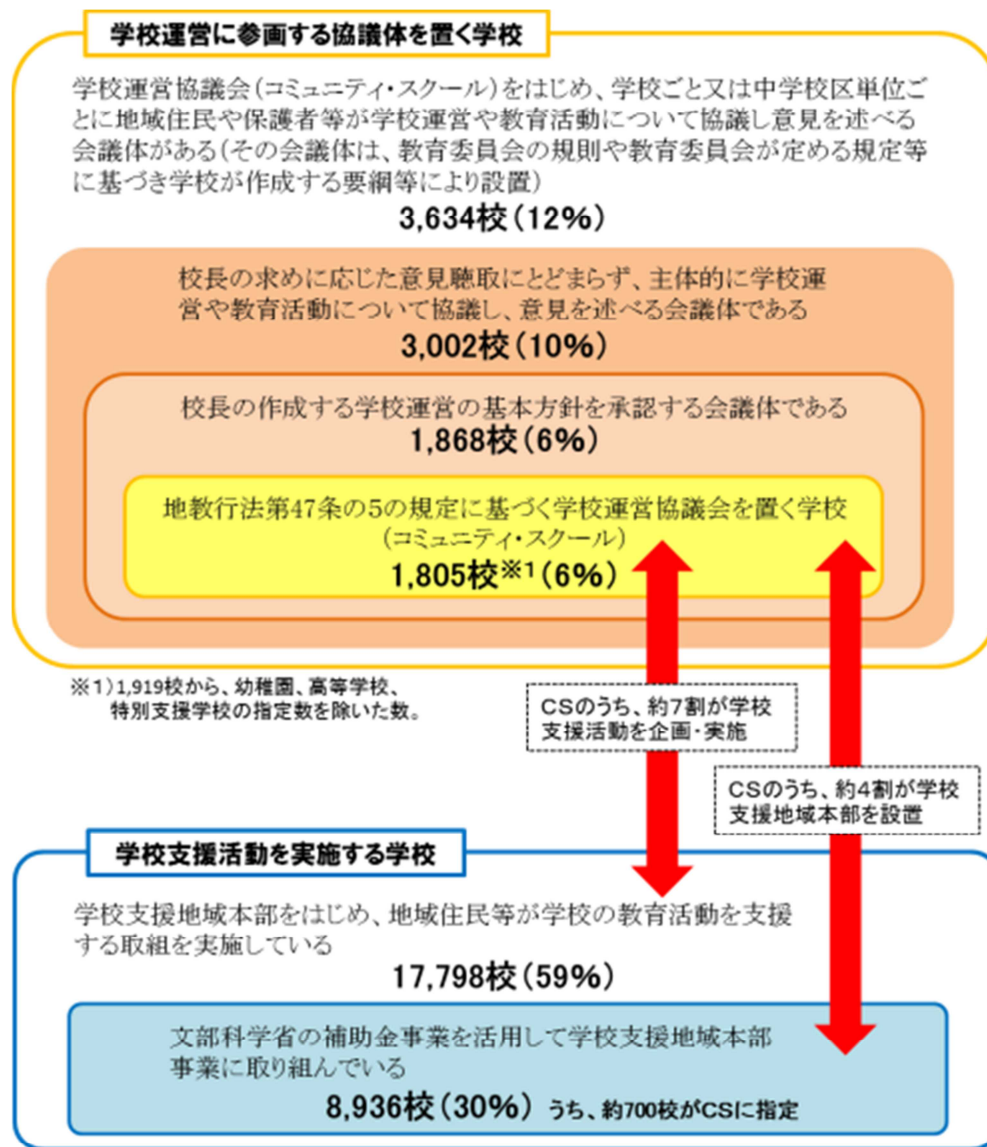
■ 関連データ等

【コミュニティ・スクール指定状況（平成26年4月1日現在）】



調査上の定義：コミュニティ・スクールは法律に基づく学校運営協議会が設置されている学校。

【その他の協議会の設置状況】



※2) 学校数は小中学校のみを対象（参考資料3参照）。

※3) 割合は全小中学校に占める割合。

※4) 出典：H25学校基本調査、文部科学省調査

3. 学校評議員制度の取扱い

(論点3) CSの機能と重複する学校評議員制度の取扱いをどうしていくか。学校評議員制度については、形骸化の指摘、CS指定校での学校評議員制度の廃止の増加等を踏まえ、今後の制度の在り方についての議論が必要。

- ⇒ 学校評議員制度の取扱いについては、CSの対象とならない国私立の学校の取扱い、地域ニーズを学校運営に的確に反映させるための手当、CS移行への政策的誘導策の検討と併せて整理することが必要ではないか。
- ⇒ 学校評議員制度の形骸化に係る指摘の実態を整理した上で、すぐにCSへの移行が困難な学校について、評議員制度の機能化・活性化の方策についての更なる検討が必要ではないか。

■ 審議の整理における記述

I 現在の子供たちの教育環境を取り巻く状況等

2 (2) 関連する制度等の現状と課題等

- 同制度は、校長の求めに応じ、学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を把握し反映することができる仕組みであるものの、会合開催数が年3回以下の学校が95%を超え、地域の名誉職が評議員となっているなどにより、議論が活発化せず、実質的に形骸化しているなどの指摘があった。平成25年に文部科学省が委託した調査の結果によると、半数以上の学校の校長は、学校評議員制度が形骸化していると認識していた。

IV 今後の推進方策

1 (5) コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- コミュニティ・スクールのほかにも、学校支援地域本部、学校評議員、学校関係者評価など、地域の人々による学校運営への関わり方には様々な形がある。なかでも、学校評議員など趣旨が重なる制度が並立しているという印象から、コミュニティ・スクールに対する不要感を抱く学校もある一方、現行の学校評議員の仕組みに対して形骸化を指摘する声もある。会議においては、地域社会と一緒に子育て、地域社会の問題も一緒に考えていく時代となっている今、形骸化した学校評議員の発展的解消も含め、制度を見直す必要性について指摘があった。他方で、既に学校評議員としての合議体を形成しており、すぐにでも学校運営協議会に移行できるケースもあり、学校評議員会から学校運営協議会への発展を促していくことが必要であるとの意見もあった。
- 各地域・学校を取り巻く環境や実情は多様であり、今後のコミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、関係する制度・事業等を一体的に捉える中で、地域の独自性を発揮した多様性のあるコミュニティ・スクールの体制構築を進める必要がある。

- その際、コミュニティ・スクールの設置に伴い学校評議員を置かないなど、それぞれの学校の実情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要である。また、コミュニティ・スクールをすぐに導入できない学校においては、学校評議員の合議体を形成し、学校運営全般への参画を促すなど、より機能化・活性化させることで、コミュニティ・スクールへの発展の道筋を拓くことが期待される。今後、これらの観点も含め、学校評議員制度の在り方についても、更に検討することが必要である。

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

- 「CSへの発展をめざす学校」づくりの構想として、学校評議員、学校支援ボランティア、学校関係者評価など、今ある資源に価値を見出し、PDCAに生かすことが考えられる。具体的には、①形骸化した学校評議員の仕組みを見直し熟議する組織に転換し活性化、②学校支援ボランティアを創設し地域人材の積極的活用、③学校関係者評価を改善し評価者に学校評議員を活用、を組み合わせることが考えられる。
- 学校評議員制度が形骸化しているとの認識は、CS指定校 55%、未指定校 54%と、指定にかかわらず、半数以上が形骸化を指摘している。
- 多くの学校で学校評議員制度は形骸化しており、会合開催数が年3回以下の評議員が 95%を超える。また、依然として地域の名誉職が評議員になっていることも形骸化の一因ではないか。学校に足を運んで一緒に汗をかいてくれる人を評議員に選ぶとともに、会議を活性化し、課題解決のための熟議をしていく形に変えていく必要があるのではないか。
- 学校運営協議会も学校支援地域本部も存在せず、唯一導入している学校評議員制度が形骸化している学校も多く、まずは、学校評議員制度そのものを見つめ直す必要がある。
- 学校評議員は学校運営等への意見や学校評価を担うが、地域防災協議会や主任児童委員、青少年委員、児童館の館長等、地域の方々の支援をまとめていくものがなく、学校を大きな形で支えていく組織が必要ではないか。
- 地域社会と一緒に子供を育て、地域社会の問題も一緒に考えていく時代の今、学校評議員の制度が形骸化しているなら、恐れずに変えていけばよいし、発展的に解消してもよい。
- 学校評議員が形骸化しているという指摘があるが、すでに学校評議員の合議体を形成しており（学校評議員会）、すぐにでも学校運営協議会に移行できるケースもある。全体として学校評議員制度が否定的に捉えられている感もあり、学校評議員から学校運営協議会への発展を促すことを強調すべきと考える。
- 評議員制度をさらに拡充、機能化した姿が運営協議会であると考えている。評議員制度より運営協議会の方が、学校運営の改善を果たすことができるという意味で成果認識が高い。
- 評議員制度は年に数回開催するだけで学校を十分に理解できていない人が評価を

していることも多く形骸化している。これでは学校の改善に結びついていない。

- 学校評議員が学校関係者評価にも関わっている例が多い。年数回の集まりで適切な評価ができるかは非常に疑問。早く学校評議員の実態を変える必要がある。
- 杉並区では、年10回以上実施している所がほとんどで、学校の状況がよく分かっているため評価がしっかりできている。また、教育委員会は、気づかなかった指摘があることで活性化にも繋がっている。

■ 関連データ等

【学校評議員制度に関する規定】

学校教育法施行規則

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

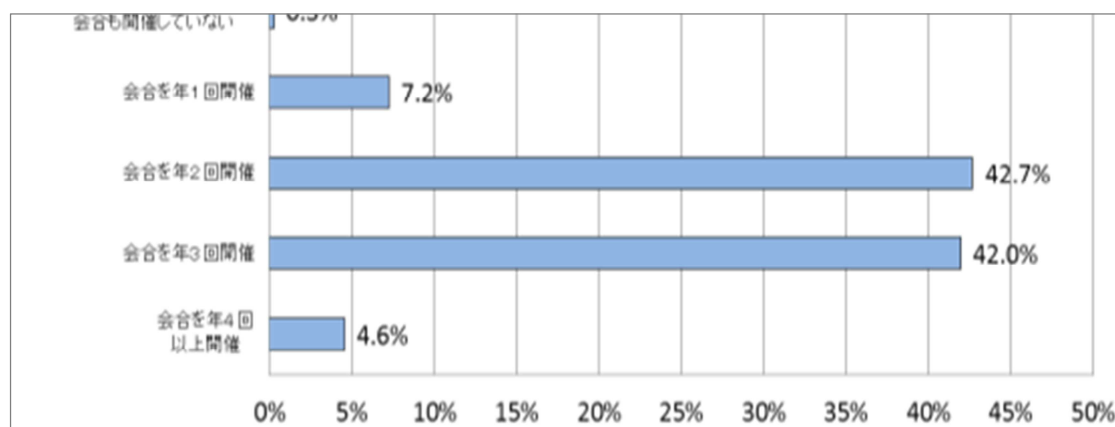
(第79条、第104条等により、中学校、高等学校等に準用)

【学校評議員の設置状況（国公立）】（平成24年3月末現在）

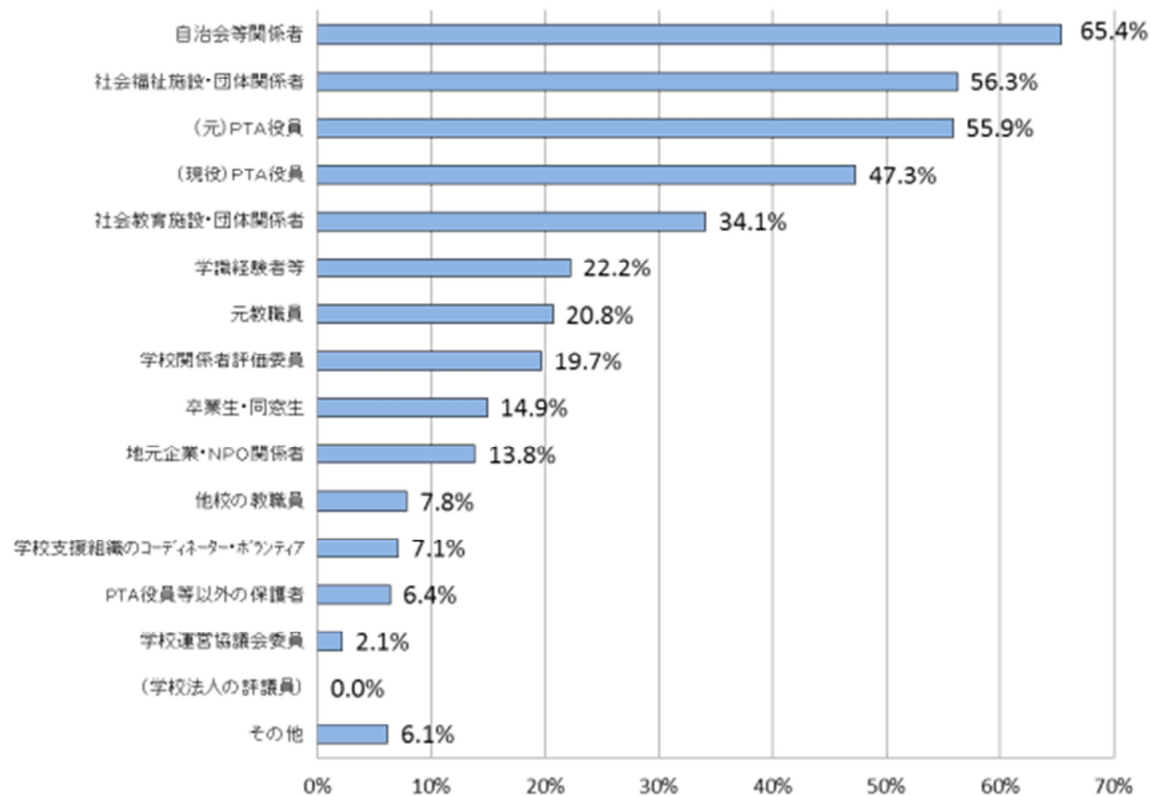
| | 公立学校 | | 国立学校 | | 私立学校 | | ※母数:全学校数 国公立合計 | |
|--------|--------|-------|------|--------|-------|-------|-------------------|-------|
| | 学校数 | 割合 | 学校数 | 割合 | 学校数 | 割合 | 学校数 | 割合 |
| 幼稚園 | 2,485 | 52.8% | 49 | 100.0% | 2,109 | 28.0% | 4,643 | 37.8% |
| 小学校 | 17,498 | 83.7% | 73 | 98.6% | 70 | 33.0% | 17,641 | 83.3% |
| 中学校 | 8,236 | 84.4% | 73 | 100.0% | 243 | 33.3% | 8,552 | 81.0% |
| 高等学校 | 3,031 | 83.5% | 15 | 100.0% | 507 | 36.5% | 3,553 | 70.6% |
| 中等教育学校 | 21 | 75.0% | 4 | 100.0% | 10 | 66.7% | 35 | 74.5% |
| 特別支援学校 | 741 | 83.3% | 45 | 100.0% | 4 | 33.3% | 790 | 83.4% |
| 合計 | 32,012 | 80.2% | 259 | 99.6% | 2,943 | 29.7% | 35,214 | 70.4% |

【学校評議員に関する実態】（平成24年3月末現在）

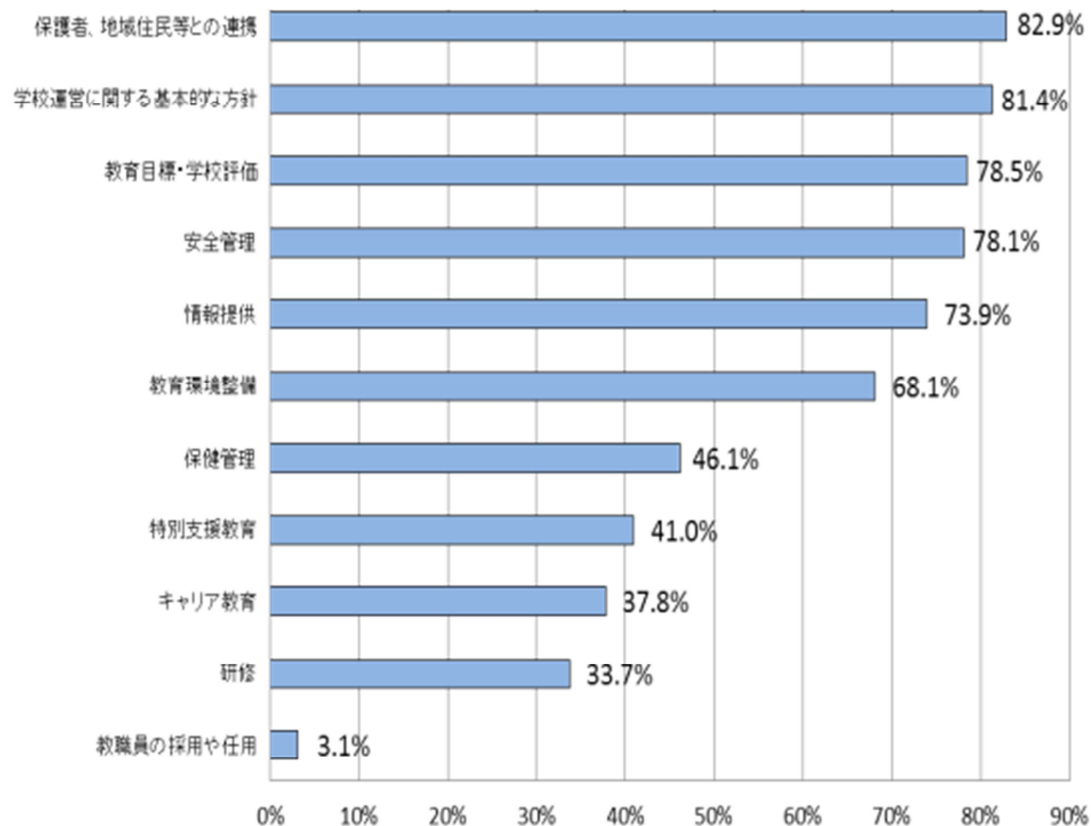
① 校評議員からの意見聴取方法及び会合開催回数（公立学校）



②学校評議員の属性（公立学校）



③学校評議員からの意見聴取事項（公立学校）



【学校評議員制度への考え方】

【出典】平成 25 年度文部科学省委託調査研究

<調査対象>計 1,201 校

- ・コミュニティ・スクール（CS）実践研究の指定を受けた学校のうち CS 指定校（校長） 434 校（人） ※1
- ・CS 実践研究の指定を受けた学校のうち CS 未指定校（校長） 135 校（人）
- ・※1 に該当しないコミュニティ・スクール（平成 22 年度～25 年度）（校長） 632 校（人）

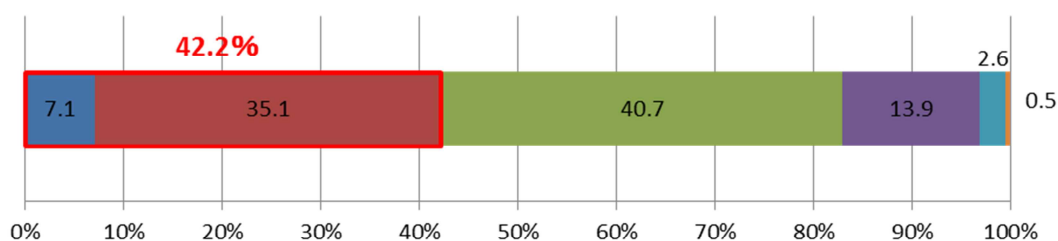
<調査実施時期>平成 25 年 10 月～11 月

<調査方法>郵送法（校長宛の郵送による発送と回収）

<回収数>760 票（回収率 63.3%）

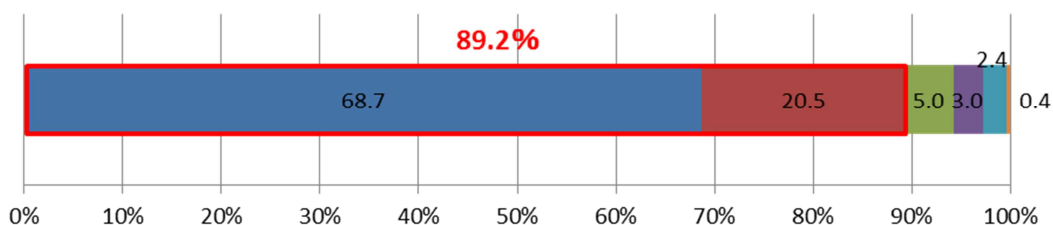
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



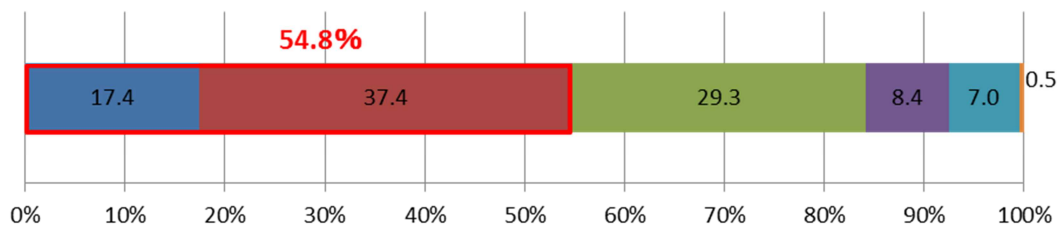
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



【学校運営協議会と学校評議員との関係】

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置している学校の 6 割以上（63.6%） が、学校評議員を廃止又は停止。

出典：平成 25 年度委託調査研究（日本大学文理学部）

4. 学校支援機能の位置づけ（学校支援地域本部との関係）

（論点4）学校・家庭・地域の協働の促進の観点から、CSと地域による学校支援活動（学校支援地域本部等）の一体的推進の必要性を踏まえ、地域による学校支援活動をCSの機能として位置づけ促進していく方向性について議論が必要。

- ⇒ CSと地域住民等による学校支援活動を一体で推進していくために、学校支援の総合的な企画・調整（地域住民等の理解、協力、参画等の促進）について、学校運営協議会の機能としての位置づけの検討が必要ではないか。
- ⇒ 学校支援地域本部等の取組からCS移行への政策的誘導策（制度面、施策面、予算面）として、どのような方策が有効か。

■ 審議の整理における記述

Ⅲ 今後の目指すべき方向性

1 社会総掛かりでの教育の充実

- それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な制度や事業等を一層推進していくとともに、それらを別々に捉えるのではなく、お互いに補完し高め合う存在として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要である。

Ⅳ 今後の推進方策

1 (1) コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- コミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、学校と地域の信頼関係や協力関係が築かれていることが重要であり、学校と地域の協働体制の構築と一体で普及・拡大することが効果的である。学校運営協議会の機能として学校支援活動を実施していくことによって、学校運営の改善や児童生徒の変容等の成果認識に結びつきやすい傾向もある。すなわち、学校と地域とが、共通の課題意識や目標等を共有するだけでなく、設定した目標の達成に向かって、ともに前進し行動している実感が、当事者意識やモチベーションの向上につながり、学校はよりよく発展していく。
- 地域住民等の学校運営への参画を促す学校運営協議会と、地域住民等の参画により教育活動を支援する学校支援地域本部等の取組とは、ともに学校・家庭・地域の連携・協働によって社会全体の教育力の向上を図る仕組みであり、学校運営協議会が法律上有している役割の重要性を踏まえた上で、既に両者の仕組みを有している地域においては、それぞれの強みを生かしながら、一体的に取組を推進していくことが期待される。また、いずれかの仕組みを有している地域においても、学校運営協議会から教育活動を支援する取組への発展、学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展を促すことにより、一体的に取組を推進していくことが期待される。（後略）

■ 協力者会議におけるこれまでの主な御意見

<関連する制度の一体的な推進>

- 何のためにコミュニティ・スクールを導入するかという目的が重要。あくまで、子供や大人の課題解決のための仕組みとして有力なツールの一つに過ぎず、学校運営協議会や学校評議員、学校支援地域本部、学校評価を別々に捉えるのではなく、一体化して捉える必要。
- 「CSへの発展をめざす学校」づくりの構想として、学校評議員、学校支援ボランティア、学校関係者評価など、今ある資源に価値を見出し、PDCAに生かすことが考えられる。具体的には、①形骸化した学校評議員の仕組みを見直し熟議する組織に転換し活性化、②学校支援ボランティアを創設し地域人材の積極的活用、③学校関係者評価を改善し評価者に学校評議員を活用、を組み合わせることが考えられる。（再掲）

<学校運営協議会と学校支援との関係>

- 学校運営協議会として学校支援活動を実施していくと、学校運営の改善や児童生徒の変容等の成果認識に結びつきやすい傾向。
- 地域の方々がやりがいを持ち、子供たちと一緒に育む当事者意識を持って参画していくことが大切。課題を共有した上で、次の改革につなげられる関係づくりをすることが重要であり、京都市では、学校運営協議会と学校支援地域本部を一体で制度設計してきた。1つの学校をどう運営するか考えた時、別々の制度が動いていると現場はしんどい。
- 学校運営協議会と学校支援地域本部は車の両輪。審議機関とアクションする機関は連動しなければうまくいかない。学校運営協議会にコーディネーターの代表が入り、学校や教員は学校支援の協議会にも入るなど、信頼関係の構築が大切。
- 支援本部だけでは熟議の機会がなく教職員の理解不足のためにお手伝いで終わることも多い。運営協議会の機能をプラスすることで、形骸化せず有機的に動く。
- 学校支援地域本部や子供クラブなどの本部を学校運営協議会に集約した上で、役割分担し、しっかりと話し合うことになっていけば、形骸化されている学校評議員制度も要らなくなるし、実質をもった学校支援地域本部も展開される。やはり企画の本部が学校運営協議会となることが望ましい。
- 学校支援地域本部事業は一つの事業であり、年度によって変わっていき、なくなるかもしれないが、法律で定められている学校運営協議会は継続していく。
- 学校運営協議会設置規則に学校運営協議会に「専門部会を設けることができる」と定めているところがある。部会を設置できるという形で現実に合わせていくことも一つの方法である。
- 一方的に地域が学校を支援する関係ではなく、学校も総合学習を通じて地域で学ぶ双方向の関係づくりが地域とともにある学校づくり。学校運営にも参画しモチベーションを高めてこそ学校支援につながる。権限を発揮するのが学校運営協議会で、一方的に支援するのが学校支援地域本部という二分論では長続きしない。

＜学校運営協議会と学校支援が一体的に推進されている取組例＞

- 大玉村では、コミュニティ・スクール委員会に、学校支援、学校評価、子ども・家庭支援、広報の4つの部会を設置し活動を展開。コミュニティ・スクール委員会がハンドル、学校支援地域本部、放課後子供教室、学校関係者評価、SSWが車の車輪として活動している。
- 三鷹市ではコミュニティ・スクール委員会に学校支援の部会がある。委員会で学校関係者評価を実施し評価結果を踏まえた改善のために学校支援を実施している。
- 杉並区では、学校支援のコーディネーターたちが学校の主任・主幹教員と分区ごとの情報連絡会を設け、意識を共有している。また、天沼校区では学校教員とCS委員、学校支援地域本部と放課後の関係者等が集まって方向性を共有している。
- 京都市では、教育委員会の規則で、学校支援等の部会や企画推進委員会などを設置できる規則にし、学校支援を併せ持った学校運営協議会の位置づけにしている。

＜学校運営協議会と学校支援地域本部の事業の一体化＞

- 学校運営協議会と学校支援地域本部の制度の一本化はありがたい。補助の手続きが別々だと負担が増えるため、補助金の一体的な運用をお願いしたい。事業を細分化せず大きなまとまりの補助・委託事業等、柔軟な実施形態に対応できる地域主導の在り方が望ましい。
- 単に補助事業を一本化するだけでなく、実態として一体的に動けるよう、制度そのものの一体化も検討していく必要。学校関係者評価、学校支援などの取組を、学校マネジメントや小中連携の取組の中で位置づけていくことが必要である。
- 予算を細分化せず組織横断で地域とともにある学校を推進することに賛成だが、各々の機能が少しずつ異なるため、きちんとPDCAサイクルを回す必要。
- 学校運営協議会で育ってきた人は教育委員などの役割を大いに果たしてもらうことが必要だし、もっと地域社会が広がっていくような働きかけをする仕組みも組み込みながら再構築していく必要がある。学校運営協議会と学校支援地域本部の予算を一緒に組み込んで、費用対効果があらわれるような仕組みにすればよい。

＜検討する上での留意点＞

- 学校運営協議会はあくまでも学校に対して意見を述べる機関であり、学校の取組を点検評価する場合、学校支援までしてしまうと評価が難しくなるため、学校支援とはある程度距離を置いた方が役割を果たせるという意見もある。
- 学校から要望が上がってこないボランティアを集めても実際の仕事がない。また、学校支援の謝金と既存の活動等の謝金との関係など様々な課題の整理が必要。
- 学校運営協議会を頂点とするモデルは学校や学校運営協議会がいくら頑張っても、学校や学校運営協議会の役割・権限の外にあって無理ではないか。それを超えるためには、教育委員会が首長部局と連携し、その上で、教育委員会が学校や学校運営協議会をリードしていくことが必要である。
- 学校運営協議会が地域教育協議会の役割にも拡大している。教職員の役割が際限なく拡大していくことに懸念をもつことがないよう配慮が必要である。

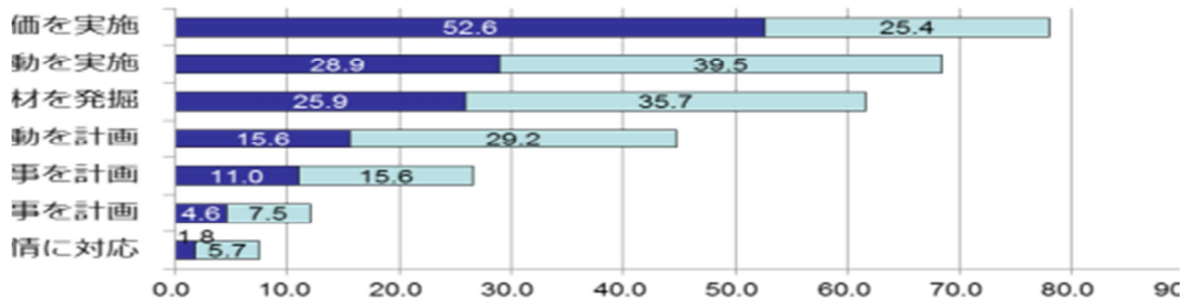
■ 関連データ等

【学校運営協議会法定外（権限外）活動の実態等】

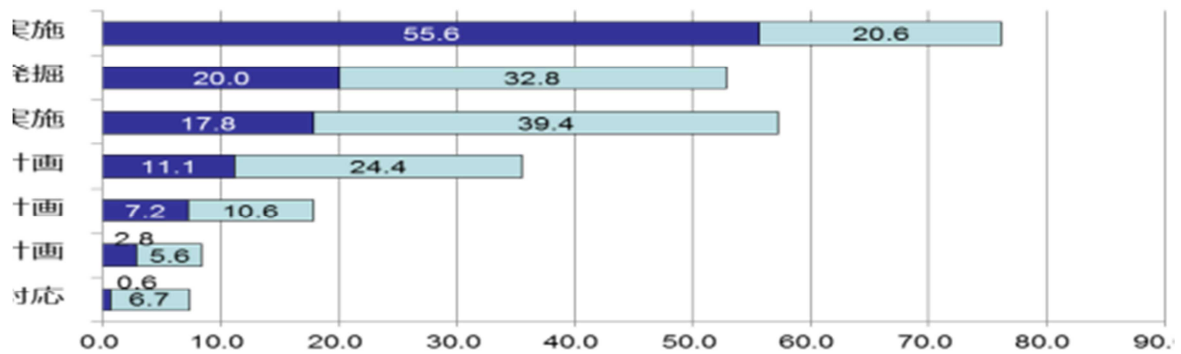
出典：「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（平成24年3月、日本大学文理学部）

①学校運営協議会の権限外活動の実態（小・中学校）

<小学校>



<中学校>



②学校運営協議会の権限外活動と成果認識との関係性

| | 成果認識項目 | 権限外活動 | | | | |
|-------------|---------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 学校支援活動を実施 | 保護者の苦情に対応 | 学校評価を実施 | 地域行事を計画 | 学校行事を計画 |
| 学校運営の改善 | 学校関係者評価が効果的に実施 | ◎ | | ◎ | | ○ |
| | 学校が活性化 | ◎ | | | | ◎ |
| 児童生徒の変容 | 児童生徒の学習意欲向上 | ◎ | △ | | ◎ | △ |
| | 生徒指導の課題解決 | ◎ | △ | | ◎ | |
| 教職員の变容 | 教職員の意識改革 | ◎ | △ | | | △ |
| | 教職員の子どもと向き合う時間の増加 | ◎ | △ | | | |
| 保護者・地域連携の変容 | 学校に対する保護者や地域の理解の深まり | ◎ | | | | |
| | 保護者や地域からの苦情が減少 | ◎ | △ | | ○ | |
| 学校外の変容 | 地域教育力が向上 | ◎ | △ | △ | ○ | ◎ |
| | 家庭の教育力が向上 | ◎ | △ | | ○ | ○ |

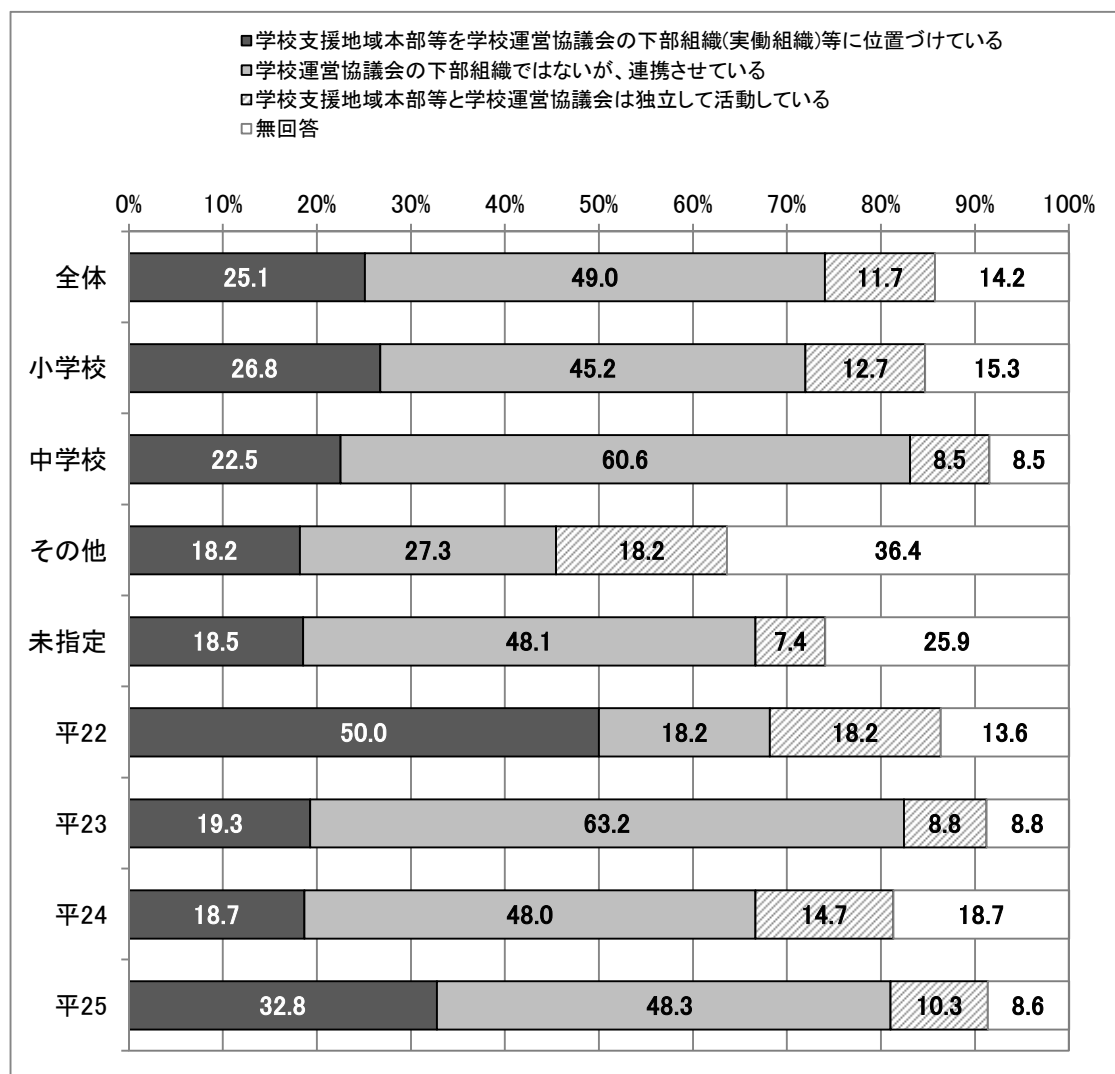
注：◎=強い有意な関係あり (p<0.01)、○=有意な関係あり (p<0.05)、△=ある程度関係有り (数値差約10ポイント以上)

【教育委員会規則における学校運営協議会の支援機能に関する規定例】

- 例 1) 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。
- 例 2) 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 例 3) 校長は、第 10 項（上記の規定）に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、協議会に、企画推進委員を置くことができる。
- 例 4) 協議会は、当該設置校の運営が円滑かつ効果的に進められるようにするために、第 16 条に定める部会等による直接的な支援及び関係機関・組織との連絡・調整等による間接的な支援を行うものとする。

【学校運営協議会と学校支援地域本部との関係】

出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部 H26.3）（※指定校、未指定校を含む 760 校の回答）



5. 学校関係者評価の取扱い

(論点5) 学校関係者評価について、実効性の確保が課題となっている状況等を踏まえ、どのような改善を図るか。また、コミュニティ・スクールの機能として位置づけを促進していく方向性について議論が必要。

- ⇒ 学校運営協議会の約8割で学校評価が実施されている実態を踏まえて、その位置づけを明確化する必要があるのではないか。
- ⇒ 教育委員会の下部組織である学校運営協議会の活動そのものを客観的に評価する必要があるのではないか。
- ⇒ 学校運営協議会が学校支援等の活動を行っている場合、学校運営協議会による評価をどう位置づけるか。

■ 審議の整理における記述

Ⅲ 今後の目指すべき方向性

1 社会総掛かりでの教育の充実

- それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な制度や事業等を一層推進していくとともに、それらを別々に捉えるのではなく、お互いに補完し高め合う存在として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要である。

Ⅳ 今後の推進方策

1 (1) コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- コミュニティ・スクールの設置促進に当たっては、学校と地域の信頼関係や協力関係が築かれていることが重要であり、学校と地域の協働体制の構築と一体で普及・拡大することが効果的である。学校運営協議会の機能として学校支援活動を実施していくことによって、学校運営の改善や児童生徒の変容等の成果認識に結びつきやすい傾向もある。すなわち、学校と地域とが、共通の課題意識や目標等を共有するだけでなく、設定した目標の達成に向かって、ともに前進し行動している実感が、当事者意識やモチベーションの向上につながり、学校はよりよく発展していく。

(中略)

- さらに、学校関係者評価についても、学校運営協議会の機能の一つとして位置づけ実施していくことによって、学校と地域の人々との双方向のコミュニケーションが深まり、学校運営の改善のサイクルが有機的に機能していくことが期待される。